

役員報酬の決定に関する基本方針

北興化学工業株式会社
制定 2016年1月4日
最終改正 2026年1月13日

当社の取締役、監査役の報酬の決定にあたって、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、以下のとおり、「役員報酬の決定に関する基本方針」を定める。

1. 役員報酬は、取締役、監査役別の体系とする。
2. 役員報酬は、役割・責務等に応じた月毎に支給する定額の金銭報酬および業績連動型株式報酬（固定部分および業績連動部分）で構成する。ただし、社外取締役および監査役は金銭報酬のみとする。

（取締役）

3. 各取締役の報酬等は、株主総会で承認された金銭報酬および業績連動型株式報酬のそれぞれの限度内で、指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定する。
 - (1) 取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めるとともに、株主とのより一層の価値共有を図ることができる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
 - (2) 取締役の金銭報酬は、代表取締役・取締役別、委嘱された業務執行の役職別（社長、会長、専務執行役員、常務執行役員、執行役員）・貢献度別の体系とし、その基準額および基準額に基づく各取締役の報酬額は、指名・報酬委員会において審議し、答申する。取締役会は、各取締役の報酬額の決定について、これを代表取締役社長に一任することを審議のうえ、指名・報酬委員会の答申の内容に沿った決定をすることを条件として代表取締役社長に一任することができる。
 - (3) 取締役の業績連動型株式報酬は、事業年度毎に一定額相当の株式を付与する固定部分と目標達成率に応じて付与する業績連動部分で構成する。取締役の総報酬に占める業績連動型株式報酬の割合および業績連動型株式報酬の算定方法は、指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて取締役会が決定するものとする。

（監査役）

4. 各監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により決定する。
5. 本方針の改廃は取締役会決議による。

以上

附則

施行日：2026年2月開催の当社第76回定時株主総会で役員報酬にかかる議案が承認されることを条件として同日施行する。

決裁者：取締役会